

神戸スタートアップエコシステム ブランディング支援業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

神戸スタートアップエコシステム ブランディング支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

神戸市では、国内最大級のバイオ・メディカルクラスター「神戸医療産業都市」を活用したライフサイエンス分野のスタートアップ支援や「500 KOBE ACCELERATOR」等による IT 分野のスタートアップ支援、神戸市産業振興財団による起業支援等、全市を挙げて次々とイノベーションが生まれるスタートアップエコシステムの構築を目指している。本業務は、神戸のスタートアップエコシステムの目指す方向性やあるべき姿を域内の関係者が共有し、また対外的にもこの域内のポテンシャルやメリットを認知してもらえらるようなブランドの構築及びその浸透を目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 7,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約日から令和 4 年 3 月 31 日

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 市側から提供する情報

- ア 現状分析（神戸市のスタートアップ支援施策、強み・弱み）
- イ 他都市調査
- ウ ひょうご神戸スタートアップエコシステムが目指す方向性

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者等により構成される共同企業体での応募の場合は、共同企業体に参加する全ての事業者等が次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと
- (6) 当該委託業務に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な組織、人員、設備等を有していること
- (7) 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる団体であること

5 スケジュール

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 3 年 9 月 14 日 |
| (2) 質問受付締切 | 令和 3 年 10 月 6 日 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 3 年 10 月 12 日 |
| (4) 応募書類の提出期限 | 令和 3 年 10 月 27 日 |
| (5) 事業者選考会 | 令和 3 年 10 月 29 日（予定） |
| (6) 選定結果通知 | 令和 3 年 10 月 29 日（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和 3 年 11 月中旬（予定） |
| (8) 事業完了 | 令和 4 年 3 月 31 日 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募書類の提出
 - ア 受付期間

公募開始日から令和 3 年 10 月 27 日 17 時 00 分まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
 - イ 提出書類
 - ・提案申請書（様式 1）
 - ・企画提案書
 - ・見積額調書（様式 2）及び積算根拠となる明細書（様式自由）
 - ・企業、団体等の概要がわかる資料
 - ・共同企業体結成届出書（様式 3）

※共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。
 - ウ 提出部数

企画提案書 5 部、それ以外の書類は 1 部
 - エ 提出先

8（2）記載の提出先
 - オ 提出方法

郵送又は持参（受付期間内に必着）
- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間

公募開始日から令和 3 年 10 月 6 日 17 時 30 分まで
 - イ 提出方法

電子メールにより 8（2）提出先に提出すること
 - ウ 回答方法

応募者全者に対して、令和 3 年 10 月 12 日までに質問内容と回答内容を本要領を掲載したホームページに掲載する。
なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
- (3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とし、様式は自由とする。
- イ 企画提案書の枚数は、20ページ以内とする。
(表紙・目次を除く/A3は2ページ分換算)とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - ①本業務の実施目的
 - ②提案の優位性(提案の実施方針、独自性、神戸の強みの活かし方等)
 - ③本業務の具体的な実施内容
 - ④事業を実施することにより得られる市のメリット
 - ⑤全体スケジュール案
 - ⑥本業務にかかる実施体制(責任者、窓口、神戸市側の役割含む)
(複数の事業者等により構成される共同企業体での応募の場合は、共同企業体に参加する全ての事業者等の役割を記載)
 - ⑦類似業務実績(⑥実施体制に含まれるメンバーの実績)
 - ⑧成果物イメージ

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度【10点】
- イ スケジュール、実施手順の妥当性【10点】
- ウ 提案内容の実現性【20点】
- エ 提案内容の優位性【40点】
- オ 費用積算根拠の妥当性【10点】
- カ 地元企業に対する加点【10点】
 - ※神戸市内に本社を有する場合10点、本社を除き事業活動が行われていることが客観的に判断される事業所を有する場合5点
 - ※複数の事業者等により構成される共同企業体での応募の場合は、共同企業体に参加する全ての事業者等の「地元企業に対する加点」の合計点を参加事業者等の数で除した点数

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸スタートアップエコシステム ブランディング支援事業委託選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 審査手順
 - ①開催日時 令和3年10月29日(予定)
 - ②場所 オンライン(予定)
 - ③内容・方法 ・企画提案書に関するプレゼンテーション
・質疑応答
- エ 審査の結果、評価点が最も高い候補者を事業者として選定する。最高得点が複数いる場合には見積金額が低い提案者を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館 23階）

神戸市医療・新産業本部医療産業都市部調査課 担当：丸喜、藤井

電話 078-322-6349 FAX 078-322-6010

電子メールアドレス kobe_startup@office.city.kobe.lg.jp